

第1回 横浜市南区福祉保健活動拠点指定管理者選定委員会 会議録	
日 時	令和元年12月20日(金) 10時30分～11時30分
開催場所	南区役所7階703会議室
出席者	八森淳委員・加賀美長明委員・川井則子委員・中根幹夫委員、伊藤美穂委員
欠席者	なし
開催形態	公開(傍聴者なし) ※ただし、指定管理者申請要項(案)に関する審議は、非公開。
議 題	<ol style="list-style-type: none"> 1 委員長及び職務代理者の選出について 2 委員会の公開・非公開について 3 議事「指定管理者申請要項(案)の検討について」 <ol style="list-style-type: none"> (1) 指定管理者選定スケジュール(案)について (2) 指定管理者申請要項(案)、指定管理者の申請関係書類(案)の内容について (3) 審査・選定の手続きについて <ol style="list-style-type: none"> ア 評価基準項目(案)について イ 審査方法(案)・最低制限基準(案)について 4 その他
決 定 事 項	<ol style="list-style-type: none"> 1 委員長に八森委員を選出、職務代理者に加賀美委員を指名。 2 指定管理者申請要項(案)に関する審議については、非公開とする。 3 指定管理者申請要項(案)について <ol style="list-style-type: none"> (1) 指定管理者選定スケジュールについては、資料5のとおりとする。 (2) 指定管理者申請要項、申請関係書類については、資料6のとおりとする。 (3) 評価基準及び採点方法及び選定結果の公表方法は資料7・8のとおりとする。なお、最低制限基準は60%以上とする。 4 その他 <ol style="list-style-type: none"> (1) 議事録の確認は、委員長に一任とする。 (2) 第2回の選定委員会の日程は、第4回横浜市南区地域ケアプラザ指定管理者選定委員会と同日に開催する。 (3) 第2回の選定委員会は、原則公開とする。ただし、委員による採点の際は非公開とする。
議 事	<ol style="list-style-type: none"> 1 開会 2 委員紹介

- 3 指定管理者選定委員会の概要について
(事務局) 資料2、資料3及び資料4に基づき、説明。
- 4 委員長及び職務代理者の選出について
委員長に八森委員が選出され、職務代理者に加賀美委員が指名された。
- 5 委員会の公開・非公開について
(事務局) 応募団体に対する公平性を保つため、これから審議する指定管理者申請要項(案)の検討は、非公開が望ましい旨、提案。
(委員一同) 異議なし。
- 6 指定管理者申請要項(案)の検討について
(1) 指定管理者選定スケジュール(案)について
(事務局) 資料5に基づき、説明。
(委員一同) 資料5の内容について、了承。
(2) 指定管理者申請要項(案)、指定管理者の申請関係書類(案)について
(事務局) 資料6に基づき、説明。
(委員一同) 資料6の内容について、了承。
(3) 審査・選定の手続きについて
ア 評価基準項目(案)について
イ 審査方法(案)・最低制限基準(案)について
(事務局) 資料7・8に基づき、説明。
(委員一同) 資料7・8の内容について、了承。
- 7 事務連絡・閉会
(事務局) 次のことについて提案。
・議事録確認は、委員長に一任としたいこと。
・議事録には個人名が記載されること。
・第2回の選定委員会の日程は、第4回横浜市南区地域ケアプラザ指定管理者選定委員会と同日に開催すること。
・第2回の選定委員会は、原則公開とするが、委員による採点の際は、公開することにより適正な審査が阻害される可能性があるため、非公開とすること。
(委員長) 議事録の確認及び記載方法、第2回選定委員会の日程と会議の公開・非公開について説明があったが、案のとおりでよろしいか。
(委員一同) 異議なし。

資 料	<p>【配付資料】</p> <p>資料1 横浜市南区福祉保健活動拠点指定管理者選定委員会委員・事務局名簿</p> <p>資料2 横浜市南区福祉保健活動拠点指定管理者選定委員会の概要について</p> <p>資料3 横浜市南区福祉保健活動拠点指定管理者選定委員会運営要綱</p> <p>資料4 横浜市南区における福祉保健活動拠点の指定管理者の候補者の選定等に関する要綱</p> <p>資料5 指定管理者選定スケジュール（案）について</p> <p>資料6 指定管理者申請要項（案）、指定管理者の申請関係書類（案） 指定管理者制度における賃金スライドの手引き</p> <p>資料7 指定管理者評価基準項目（案）について</p> <p>資料8 指定管理者審査方法（案）・最低制限基準（案）について</p>
--------	---